

第 6208 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 5月31日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 団体信用生命保険付きローンが連帯債務の場合

**Q**：自宅を住宅ローンを組んで取得しました。土地建物の持分は妻と2分の1ずつですので、ローンを連帯債務にして妻が半分負担するようにしました。ところで、ローンを組んだ際に団体信用生命保険に加入しましたが、この保険は債務者が死亡した場合には、その時点における住宅ローンの残高相当額が保険会社から銀行に支払われ、以後のローンの返済義務が無くなる保険とのことでした。私が死亡した場合には、妻の負担も無くなりますが、この場合の税務上の取扱いは、どのようになりますか？

**A**：奥さんが負担すべき住宅ローン相当額の経済的利益を受けたとして、奥さんに所得税(一時所得)が課せられます。

### 【解説】

団体信用生命保険は、住宅ローンを組む際に銀行から加入を義務付けられることが一般的となっている保険です。この保険は、被保険者(債務者)が死亡した場合又は高度障害状態になった場合に、保険会社から債権者である銀行等に住宅ローンの残高相当額が支払われ、住宅ローンが完済するというものです。

債務者が一人の場合でこの債務者が死亡したというときは、住宅ローンの債務免除益について債務者にもその相続人にも所得税の課税関係は生じませんが、お尋ねのような連帯債務の場合については、債務者の死亡により連帯債務者の負担も無くなることとなりますので、その免除となった経済的利益について所得税(一時所得)が課せられることとなります。 【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

